| 報告項目 | 報告内容 |
|--------------------------|--|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 八木 隆 |
| 登録番号又は法人番号 | 0 3 0 9 2 5 3 7 |
| 所属する単位会 | 神奈川県行政書士会 |
| 事務所所在地 | 横浜市中区富士見町2番地1 東亜ビル2階 |
| 処分年月日 | 令和3年3月26日 |
| 処分内容(種類) | 廃業勧告 |
| 上記処分をした理由 | 当該会員は、催告、督促にも応じず神奈川県行政書士会の会費を 24ヶ月以上滞納し続けており、また、登録上の所在地に事務所が 存在していないにもかかわらず、日本行政書士会連合会会則第44 条第1項の変更登録の申請を行っていない。 当該事実は、神奈川県行政書士会会則(以下「会則」という。)第 9条第1項に違反し、また行政書士法第6条の4及び第13条に違 反し、会則第14条第1項第1号に該当するため、神奈川県行政書 士会会員の処分に関する規則第2条第4項第4号の規定により、会 則第15条第1項第3号の廃業の勧告処分とする。 |
| 上記処分の根拠となった法令 及び会則の条文 | 行政書士法 第6条の4、 同法 第13条 日本行政書士会連合会会則 第44条第1項 神奈川県行政書士会会則 第9条第1項 同会則 第14条第1項第1号、 同会則 第15条第1項第3号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第4項第4号 |